新１年生の皆様へ　入学後の福祉サービスのご案内

新１年生の放課後等デイサービスならびに杉並区学齢期発達支援事業の受付開始日は**令和９年１月６日（水）**です。

放課後等デイサービス事業について

学校就学中の障害児に対して放課後や夏休み等の長期休業中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校などと連携して障害児の成長を支援するとともに、放課後等の居場所づくりを行う事業です。

☆対象

学校教育法第一条に規定している学校（小学校、中学校、高等学校）又は専修学校等（専修学校及び各種学校）に就学中の障害児（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの児童・生徒又は医療機関にて発達障害の診断を受けている児童・生徒）。

☆手続き

利用相談・申請の窓口は、障害者手帳の種類及び有無によって異なります。

〇身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの児童・生徒の利用相談、申請

障害者施策課障害福祉サービス係（電話：03-3312-2111）へお問い合わせください。

〇精神障害者保健福祉手帳をお持ちの児童・生徒及び障害者手帳をお持ちでない児童・生徒の利用相談、申請

障害者施策課発達障害児相談担当（電話：03-5335-7634）へお問い合わせください。

杉並区学齢期発達支援事業について

学齢期発達支援事業は杉並区内にお住いで通常学級に在籍する、自閉スペクトラム症などの診断がある発達障害児を対象にした事業です。区が委託した事業所に定期的に通所し、計画に基づいて次のような事業を行います。

①お子さんへの発達支援　②保護者に対する適切な助言　③学校等との連携

これにより、社会生活を円滑に行えるようにすることを目的としています。

この事業は福祉分野と教育分野とが連携して行うもので、下記のすべてに当てはまるお子さんが対象になります。

☆対象

・医療機関で発達障害の診断を受けていること(診断書が必要です)

・小学校１年生から３年生で通常の学級に在籍しており、知的な遅れがないこと

・放課後等デイサービスを利用していないこと

☆手続き

障害者施策課発達障害児相談担当（電話：03-5335-7634）へお問い合わせください。